



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*69 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

○ 人事委員会規則

*27 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

*28 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○ 教育委員会規則

*28 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

*14 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 選挙管理委員会告示

*38 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

規 則

和歌山県規則第69号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第12条の表以外の部分中「市町村」を「区域」に改め、同条の表中「市町村」を「区域」に、「龍神村」を「田辺市龍別表(第2条、第3条関係)

神村」に、「美山村」を「日高川町のうち別表に掲げる区域」に、「中辺路町」を「田辺市中辺路町」に改める。

第14条第1項の表(ウ)の部土地登記簿謄本の項中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第17条第1項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第12条関係)

市町村	区 域
日高川町	大字川原河、大字上越方、大字浅間、大字熊野川、大字滝頭、大字初湯川、大字上初湯川、大字愛川、大字皆瀬、大字弥谷、大字串本、大字寒川

別記第11号様式中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第27号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月1日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

	公 署	所 在 地	級別区分
田 辺 市	企画部計画局地域振興課分室	田辺市本宮町本宮219	2級地
	西牟婁振興局建設部龍神駐在所	田辺市龍神村安井65の19	
	西牟婁振興局建設部本宮駐在所	田辺市本宮町本宮254の4	
海 草 郡	鳥獣保護センター	野上町国木原381	1級地
	動物愛護センター	野上町国木原372	
有 田 郡	有田振興局建設部清水駐在所	清水町清水297の3	2級地
	二川ダム管理事務所	清水町二川510の9	
	有田中央高等学校清水分校	清水町清水1028	1級地
	有田振興局建設部広川出張所	広川町下津木1619の6	
日 高 郡	椿山ダム管理事務所	日高川町初湯川1874	2級地
	畜産試験場養鶏研究所	日高川町船津1090の1	1級地

西牟婁郡	畜産試験場	すさみ町見老津1	2級地
東牟婁郡	七川ダム管理事務所	古座川町佐田1016	3級地
	ふるさと定住センター	古座川町直見212	1級地

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人
警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

和歌山県人事委員会規則第28号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月1日

別表（第2条、第3条関係）

	公署	所在地	級別区分
田 辺 市	田辺警察署湯本警察官駐在所	田辺市龍神村湯の又538の2	3級地
	田辺警察署近露警察官駐在所	田辺市中辺路町近露2126の1	
	田辺警察署福井警察官駐在所	田辺市龍神村福井75の3	2級地
	田辺警察署西警察官駐在所	田辺市龍神村西326の1	
	田辺警察署合川警察官駐在所	田辺市合川637の16	
	田辺警察署湯峯警察官駐在所	田辺市本宮町渡瀬861の2	
	田辺警察署本宮幹部交番	田辺市本宮町本宮260の1	
	田辺警察署請川警察官駐在所	田辺市本宮町請川311の1	
田辺警察署伏拝警察官駐在所	田辺市本宮町伏拝1000		
海 草 郡	海南警察署毛原宮警察官駐在所	美里町毛原宮254の5	1級地
那 賀 郡	岩出警察署鞆淵警察官駐在所	粉河町中鞆淵953の1	2級地
伊 都 郡	橋本警察署花園警察官駐在所	花園村梁瀬539	2級地
	橋本警察署富貴警察官駐在所	高野町東富貴438	1級地
有 田 郡	湯浅警察署清水警察官駐在所	清水町清水288の1	2級地
	湯浅警察署二川警察官駐在所	清水町二川801の5	
	湯浅警察署粟生警察官駐在所	清水町粟生146	1級地
日 高 郡	田辺警察署清川警察官駐在所	みなべ町清川1273の2	2級地
	御坊警察署美山警察官駐在所	日高川町川原河125	1級地
西牟婁郡	白浜警察署市鹿野警察官駐在所	日置川町市鹿野1075の1	2級地
東 牟 婁 郡	串本警察署佐田警察官駐在所	古座川町佐田638の1	3級地
	新宮警察署日足警察官駐在所	熊野川町日足306	2級地
	新宮警察署北山警察官駐在所	北山村大沼58の1	
	串本警察署明神警察官駐在所 新宮警察署宮井警察官駐在所	古座川町明神449 熊野川町宮井281	1級地

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第28号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月1日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦
和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立南部高等学校龍神分校の項中「日高郡龍神村大字安井469」を「田辺市龍神村安井469」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

平成17年5月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県田辺警察署の部岩田警察官駐在所(西牟婁郡上富田町岩田)の項を削り、同部鮎川警察官駐在所(西牟婁郡大塔村大字鮎川)の項中「西牟婁郡大塔村大字鮎川」を「田辺市鮎川」に、「大塔村」を「田辺市」に改め、同部合川警察官駐在所(西牟婁郡大塔村大字合川)の項中「西牟婁郡大塔村大字合川」を「田辺市合川」に改め、同部中

栗柄川警察官駐在所 (西牟婁郡中辺路町大字栗柄川)	中辺路町のうち 石船、内井川、大川、熊野川、栗柄川、小皆、小松原、澤、高原、西谷、温川、兵生、福定、北郡、真砂、水上
近露警察官駐在所 (西牟婁郡中辺路町大字近露)	中辺路町のうち 大内川、近露、道湯川、野中

を

福井警察官駐在所 (田辺市龍神村福井)	田辺市のうち 龍神村小家、龍神村甲斐ノ川、龍神村福井
湯本警察官駐在所 (田辺市龍神村湯ノ又)	田辺市のうち 龍神村小又川、龍神村廣井原、龍神村三ッ又、龍神村湯ノ又、龍神村龍神
西警察官駐在所 (田辺市龍神村西)	田辺市のうち 龍神村殿原、龍神村西、龍神村丹生ノ川、龍神村東、龍神村宮代、龍神村安井、龍神村柳瀬

別表第1和歌山県新宮警察署の部中

本宮受持 (東牟婁郡本宮町本宮)	本宮受持 (東牟婁郡本宮町本宮)
請川警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町請川)	請川警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町請川)
湯峯警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町渡瀬)	湯峯警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町渡瀬)
伏拝警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町伏拝)	伏拝警察官駐在所 (東牟婁郡本宮町伏拝)
日足警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町日足)	日足警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町日足)
宮井警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町宮井)	宮井警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町宮井)

本宮幹部交番
(東牟婁郡本宮町本宮260番地の1)

を

本宮幹部交番 (田辺市本宮町本宮260番地の1)	本宮受持 (田辺市本宮町本宮)	田辺市のうち 本宮町本宮
	請川警察官駐在所 (田辺市本宮町請川)	田辺市のうち 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町上大野、本宮町小津荷、本宮町静川、本宮町高山、本宮町田代、本宮町東和田、本宮町皆瀬川、本宮町養尾谷、本宮町耳打
	湯峯警察官駐在所 (田辺市本宮町渡瀬)	田辺市のうち 本宮町大瀬、本宮町久保野、本宮町小々森、本宮町下湯川、本宮町野竹、本宮町檜葉、本宮町武住、本宮町平治川、本宮町曲川、本宮町皆地、本宮町湯峯、本宮町渡瀬
	伏拝警察官駐在所 (田辺市本宮町伏拝)	田辺市のうち 本宮町一本松、本宮町大居、本宮町上切原、本宮町切畑、本宮町土河屋、本宮町伏拝、本宮町三越
	栗柄川警察官駐在所 (田辺市中辺路町栗柄川)	田辺市のうち 中辺路町石船、中辺路町内井川、中辺路町大川、中辺路町熊野川、中辺路町栗柄川、中辺路町小皆、中辺路町小松原、中辺路町澤、中辺路町高原、中辺路町西谷、中辺路町温川、中辺路町兵生、中辺路町福定、中辺路町北郡、中辺路町真砂、中辺路町水上
	近露警察官駐在所 (田辺市中辺路町近露)	田辺市のうち 中辺路町大内川、中辺路町近露、中辺路町道湯川、中辺路町野中
	岩田警察官駐在所 (西牟婁郡上富田町岩田)	上富田町のうち 市ノ瀬、岩田、岡、下鮎川

に改め、同部みなべ幹部交番(日高郡みなべ町北道325番地の3)の款中福井警察官駐在所(日高郡龍神村大字福井)の項、湯本警察官駐在所(日高郡龍神村大字湯ノ又)の項及び西警察官駐在所(日高郡龍神村大字西)の項を次のように改める。

本宮町のうち 本宮	本宮町のうち 本宮
本宮町のうち 請川、大津荷、上大野、小津荷、静川、高山、田代、東和田、皆瀬川、養尾谷、耳打	本宮町のうち 請川、大津荷、上大野、小津荷、静川、高山、田代、東和田、皆瀬川、養尾谷、耳打
本宮町のうち 大瀬、久保野、小々森、下湯川、野竹、檜葉、武住、平治川、曲川、皆地、湯峯、渡瀬	本宮町のうち 大瀬、久保野、小々森、下湯川、野竹、檜葉、武住、平治川、曲川、皆地、湯峯、渡瀬
本宮町のうち 一本松、大居、上切原、切畑、土河屋、伏拝、三越	本宮町のうち 一本松、大居、上切原、切畑、土河屋、伏拝、三越
熊野川町のうち 赤木、畝畑、大山、鎌塚、上長井、滝本、田長、西、能城山本、東、日足、掠井	熊野川町のうち 赤木、畝畑、大山、鎌塚、上長井、滝本、田長、西、能城山本、東、日足、掠井
熊野川町のうち 相須、九重、篠尾、四滝、嶋津、玉置口、西敷屋、東敷屋、宮井	熊野川町のうち 相須、九重、篠尾、四滝、嶋津、玉置口、西敷屋、東敷屋、宮井

日足警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町日足)	熊野川町のうち 赤木、畝畑、大山、鎌塚、上長井、滝本、田長、西、能城山本、東、日足、椋井
宮井警察官駐在所 (東牟婁郡熊野川町宮井)	熊野川町のうち 相須、九重、篠尾、四滝、嶋津、玉置口、西敷屋、東敷屋、宮井

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

第2項の表中

社会福祉法人真寿会特別養護老人ホーム 第二真寿苑	田辺市神島
--------------------------	-------

台6番1号

を

社会福祉法人真寿会特別養護老人ホーム 第二真寿苑
社会福祉法人紀成福祉会特別養護老人ホーム 龍トピア
社会福祉法人紀成福祉会特別養護老人ホーム 鮎川園
特別養護老人ホーム 熊野本宮園

田辺市神島台6番1号

田辺市龍神村柳瀬530番地

田辺市鮎川1313番地

田辺市本宮町上大野97番地の1

に、

日高郡町村及務組合立特別寮川辺園
社会福祉法人ム 白寿苑
社会福祉法人ホーム 龍ト

び御坊市老人福祉施設事
養護老人ホーム ときわ

日高郡川辺町大字和佐2081番地の10

敬愛会特別養護老人ホーム

日高郡中津村大字船津1664番地

紀成福祉会特別養護老人ホーム
ピア

日高郡龍神村大字柳瀬530番地

を

日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム ときわ寮川辺園
社会福祉法人敬愛会特別養護老人ホーム 白寿苑

日高郡日高川町大字

日高郡日高川町大字

和佐2081番地の10

船津1664番地

に、

社会福祉法人南紀白浜福祉会軽ホーム 第2ケアハウス南紀
社会福祉法人紀成福祉会特別養護老人ホーム 鮎川園

費老人 西牟婁郡白浜町富田1334番地

護老人 西牟婁郡大塔村鮎川1313番地

を

社会福祉法人ホーム 第2

南紀白浜福祉会軽費老人
ケアハウス南紀

西牟婁郡白浜町富田1334番地

に、

社会福祉法人高瀬会特別養護老人ホーム 古座川園
特別養護老人ホーム 熊野本宮園

東牟婁郡古座川町高瀬

東牟婁郡本宮町上大野

353番地

を

社会福祉法人高瀬会特別養護老人ホーム 古座川園

97番地の1

東牟婁郡古座川町高瀬353番地

に改める。

第5項の表中「川辺町和佐2136番地」を「日高川町和佐2136番地」に改める。